

森林組合の現況

1. 出資金 18,510千円
2. 組合員 1,266名
3. 総代 191名
4. 役員 10名
5. 職員 26名

令和5年12月1日現在



第58号

令和5年12月1日

発行
東城町森林組合

TEL 4-0002

FAX 4-0003

組合長 挨拶

代表理事組合長 板倉 一 弥



組合員の皆様には常日頃から組合運営につきましては、格別のご理解とご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も4年目を迎え、やっと終息が見えてきた中、5月には2類から5類へと引き下げとなり、今までの規制が緩和され平常の日常生活が戻ってきました。今まで中止となっていた行事も行われるようになり、人波も多く見られるようになりました。

その様な中、組合も4年ぶりに総代の皆さんの出席の下、第59回通常総代会を開催することが出来ました。また地区懇談会を8月に、八幡、小奴可、東城の3会場で開催をし、久しぶりに組合員の皆様のご意見を直接お聞きすることが出来ました。「森林祭り」は、通常秋に実施していましたが、今年度は春の5月に開催をし、また違った新鮮味を感じる祭りとなりました。

今年の木材価格ですが、スギについては、年度初め1万3千円位の価格で推移しましたが、6月以降下降気味となり、現在1万円前後となっています。一方ヒノキも年度当初は2万円以上を維持していましたが、3月から下がり傾向でしたが、9月以降価格も持ち直し2万円前後まで回復しています。

今年度より、新たに庄原市による循環型林業推進事業として、再造林及びの下刈り等の保育事業に補助の対象とすることで、自己負担の軽減を図り、再造林と森林の管理を推進することを目的とする新たな取組が始まりました。これは、所有者の負担が軽くなる事で、少しでも循環型林業の実現が可能となればいいと考えます。

10月には、三坂の森林整備センター事業地に於いて、東城消防署主催の山岳救助訓練に参加しました。ドローン及び災害用AI機器を活用した情報収集、映像伝送訓練でまた、広島市消防航空隊の救急ヘリによる被災者の吊り上げ救出の訓練を行いました。救急ヘリを要請するような災害が起きてはいけませんが、最悪その必要がある時のための訓練として、関係機関との連携強化を目的とし、組合としてもいい訓練が出来ました。

また、昨年に引き続き、県林業課主催の低コスト実証事業を今年度は帝釈地区に於いて実施しました。機械による地拵え、ドローンによる苗木の運搬等、スマート林業の目指す再造林の低コスト化を目的としたものです。組合では東城町森林再生協議会を通じて、「伐って・植えて・育てる」をスローガンに再造林に力を入れているところですが、思うように進んでいないのが現状です。こうした機会を通じて、技術を向上させ、有効にドローン等を活用することで、更なる低コストを目指していきたいと思っております。

最後に、組合員の皆様が健康でよい年を迎えられることを祈念しまして、挨拶とさせていただきます。

森林組合からのお知らせ

組合員相続手続き等のお知らせ

組合員の方が、相続・脱退・譲渡・転居される場合には組合に届出が必要です。

申込書等書類は、森林組合に用意しております。手続きの際は、当組合までお問い合わせください。

手続き内容	提出書類等について
組合員がお亡くなりになられた場合	〔相続の場合〕 ・組合員加入申込書及び出資証券又は出資証券紛失届と相続証明書類を合わせてご提出下さい。 〔脱退の場合〕 ・組合員脱退届及び出資証券又は証券紛失届と相続証明書類を合わせてご提出下さい。
譲渡の場合	・組合員加入申込書及び出資証券又は出資証券紛失届と持分譲渡承認願を合わせてご提出下さい。
住所等変更の場合	・住所等変更届を提出ください。

森林国営保険の加入について

山火事や自然災害などに対して補償があります。不慮の災害に備えましょう。

◆大切な森林財産を8つの災害からまもります◆

○自然災害を受けやすいとき

- ・新植後に凍霜や雪での災害を受けやすい
- ・間伐後に風や雪での災害を受けやすい



火災



風害



水害



雪害



凍霜害



干害



潮害



噴火災

☆植えた時や間伐を行った際には保険に加入しましょう。

森林まつり

6月23日に第26回森林まつりを開催しました。
大勢の方にご来場頂き誠にありがとうございました。
来年も森林まつりの開催を予定しておりますのでご来場ください。

土地所有者となった届出について

森林の土地所有者の異動を把握するため、平成24年4月1日以降新たに森林の土地所有者となった場合市への届出が義務づけられました。また相続の場合も届出が必要となっています。

くわしくは、市役所へご相談ください。

職員の募集

森林組合では、今、私たちと一緒に森林で働く仲間を求めています。
あなたの力を森林組合の職員として発揮してみませんか。



都会にいるお子さんやお孫さん、家族連れでのUターン大歓迎です!!

詳しくは 事務所 (TEL:08477-4-0002) まで

第59回通常総代会 開催

令和5年3月24日に開催いたしました第59回通常総代会は、4年ぶりとなる対面での総代会の開催する運びとなりました。

当日は、出席率が86.22%（総代数196名の内 本人出席53名、委任状3名、書面議決113名）であり議会が成立し、議題については第1号議案から9号議案がそれぞれ賛成多数により可決されました。

総代会の会場風景



表彰 感謝状 宮脇 希夫氏



祝電

広島県森林組合連合会
代表理事会長 小林 秀矩氏

備北森林組合
代表理事組合長 八谷 恭介氏

西城町森林組合
代表理事組合長 津田 幸則氏

地区懇談会

下記の日程にて、懇談会を4年ぶりの開催をいたしました。当日は森林組合の各担当者から、林業の動向や取り組み状況、補助事業等についての情報提供や今年も県や市の職員を招き、意見交換を行いました。

場所	時間	来場者		
		8月21日	8月23日	8月25日
小奴可	午前	16名	——	——
八幡・田森	午前	——	11名	——
東城・帝釈	午前	——	——	23名

会場風景

小奴可地区



八幡・田森地区



東城・帝釈地区



施業組合活動支援金制度

(東城町森林組合独自制度)

目 的

組合員への利益の還元の一環として、森林施業組合管内の作業道（林道）の草刈をされた森林施業組合に、作業延長に応じて活動費をお支払いします。

支援条件

草や木の刈払い作業
(刈幅は作業道の幅)
作業時期は問いません。

支援金額

作業距離に応じて森林組合が定めた単価
(50円/mかつ、一施業組合管内最大5万円
まで) 草刈作業の難易度は考慮しません。
(刈った草の量・木の種類等)



森林施業組合での作業が難しい場合、地域の自治振興区や青年会、消防団やスポーツ団体や任意の団体に依頼されても結構です。(支払いは施業組合銀行口座へ振込ます。)

国、広島県、庄原市の補助金や助成金でないので、日当は当然ですが、飲食や旅行等の補填に使えます。

手続き方法

草刈作業後に森林施業組合長が「作業道草刈作業報告書」を森林組合へ提出してください。

草刈の場所を報告してください。(住宅地図等)

作業した状況のわかる写真を1回につき2～3枚提出してください。(電子データでも構いません)

庄原市森づくり事業について



間伐等の手入れがされていない人工林や、放置された里山林がいたる所にあります。森林は、県土の保全、水源かん養など安全で豊かな生活を支える重要な役割を担っており、こうした森林の持つ公益的機能は、全ての県民がその恩恵を受けていることから、本来の機能が維持できるようにしていこうという事業であり、間引いて下草を生やし地力を養うとともに、人工林の成長を促す対策を中心におこなっています。ほかにも美しい里山の風景を守っていく里山林の対策があります。

～人工林健全化 実施例～



～里山林 実施例～



気になっている場所がありましたら、ひろしまの森づくり事業などを活用すれば、対策ができるかもしれません。

ぜひ、お気軽にご相談ください。

お問い合わせはお気軽に！



東城町森林組合

電話 08477-4-0002

担当 藤原 貴宏 まで

造林補助金制度の概要

令和5年度

1.00ha当り単価

事業名	対象年生	施業基準 (1カ所0.10ha以上)	期日	概算補助金額
植付		<ul style="list-style-type: none"> ・スギやヒノキ等の伐採跡地に植え付け作業 ・事前計画書が必要 ・苗木の購入伝票が必要 	4月末日 までに 完了	2000本植え 440,000円 2500本植え 499,000円 3000本植え 557,000円
		留意点		・地拵えの状況や植栽樹種がわかるように撮影すること。
下刈	1～5	・全面積の刈払い作業	8月末日 までに 完了	86,000円
		留意点		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施前の写真については、雑草木が繁茂している状況を撮影するなど、下刈の必要性がわかるよう撮影すること。 ・事業実施前・事業完了後の写真については、遠景及び近景を撮影すること。
保育間伐	11～35	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソーで行う伐採作業 ・事前計画書が必要 ・20%以上の伐採 		刈払なし 42,000円 刈払あり 86,000円
		留意点		・事業完了後の写真は、伐根が写真に写るよう配慮して撮影すること。
間伐(搬出)	20～60	<ul style="list-style-type: none"> ・1ha当り10m³以上の出材 ・20%以上の伐採 ・市場伝表など材積がわかるものが必要 ・事前計画書が必要 		0～9m ³ 33,000円 10～19m ³ 88,000円 20～29m ³ 124,000円 30～39m ³ 159,000円 40～49m ³ 195,000円 50～59m ³ 231,000円 60～69m ³ 263,000円 70～79m ³ 295,000円 80～ m ³ 307,000円
		留意点		<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後の写真は、伐根が写真に写るよう配慮して撮影すること。 ・事業実施中の写真については、原則として次の区分毎に写真を撮影すること。 ①伐倒後の状況 ②集材状況 ③造材状況 ④搬出状況 ⑤はい積状況

※補助事業は全事業とも認定されている森林経営計画の作業計画に準じて行ったものが対象になります。

※補助事業には写真や伝票が申請の資料として必要になります。

原則どの事業も施行地ごとに『着手前』『完了後』の状況写真を撮影すること。

搬出間伐事業については『実施中』も必要なため留意点に沿って撮影すること。

また、着手前・完了後の写真撮影は原則として同一地点で同一方向に向けて撮影するよう努めること。

写真を撮る際には、看板(事業名・作業場所・氏名の記入したもの)を入れ撮影してください。

1ha以上の施工地は2か所以上撮影を行うこと。

※令和4年の7月以降に着手した間伐については0.10haかから採択の可能になりました。

※表の概算受領額は、およその金額であり変動することがありますので参考程度にしてください。

※補助事業について、わからないことや上記以外の作業を行いたいことがあれば事前にご相談ください。

補助制度を活用して、再造林を進めましょう！

～市の補助制度が拡充されました～

【市補助金の趣旨】

植栽から木材生産までの数十年にわたる保育期間における森林所有者の費用負担を低減し、一層の再造林を推進するため、令和5年度から市の補助制度が拡充されました。

【補助制度の内容】

森林所有者の費用負担を事業費の軽減することをめざした補助制度です。

※国の造林事業（森林環境保全整備事業）に市が上乗せで補助金を交付します。

令和5年度から、植栽に加えて、下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐が補助対象となり、補助金の算定方法が変更となりました。

市の制度名	対象経費	補助率
循環型林業推進事業 (令和5年度から)	国事業（森林環境保全整備事業）を活用し実施される事業のうち植栽、下刈り、枝打ち、除伐及び保育間伐（切捨て間伐）に要する経費	国事業の補助対象経費の27% ※補助対象経費が実際に要した経費よりも少ない場合は、計算方法が変わります。

【補助金のイメージ】

国事業の標準経費より実際の実行経費が多い場合

《計算例：標準経費130万円、実行経費150万円の場合》

		これまでの負担	
			新設での負担
国 51% (130万×51%) 66.3万	県 17% (130万×17%) 22.1万	市 27% 35.1万	個人負担 26.5万
実行経費 150万円			

国事業の標準経費より実際の実行経費が少ない場合

『実際に要した経費のうち、95%を支援します（国県市の合計）』

《計算例：標準経費130万円、実行経費100万円の場合》

		これまでの負担	
			新設での負担
国 51% (130万×51%) 66.3万	県 17% (130万×17%) 22.1万	新設 6.6万	個人負担 5% 5万
実行経費 100万円			



伐採 しませんか

多くの山が今まで下刈り、枝打ち、切捨て間伐などの管理をされてきた山の伐採時期です。

まだ1度も搬出間伐されていない山は間伐をおすすめします。伐採したスギやヒノキを木材市場等で販売します。施業が終わると、木材の売上と作業費用を清算し、売上金をお返しします。

1回または2回搬出間伐した山は、主伐併せて再造林をおすすめします。

70年分の育てた費用を言い出すと合わないかもしれませんが、いかに効率的に出材して費用を減らすか、補助金を組み合わせて売り上げを伸ばすかを考え山主に利益を還元する工夫を提案できます。山の資産管理のコンサルタントとしてお気軽に森林組合へご相談ください。

